

港湾法第37条第1項に基づく港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可の
家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて
(ガイドライン)

1. 本ガイドラインの提出者

本ガイドラインは、国土交通省港湾局が提出するものである。

2. ガイドラインの内容

1) 賃貸借契約との類似性について

自ら土地又は水域(※1)を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地又は水域の使用及び収益を継続的に行うことを目的とした港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)第37条第1項の占用許可(法第37条第1項第1号の港湾区域内の水域又は公共空地(以下「港湾区域内水域等」という。))に係るものに限る。)の申請(※2)に対する法第2条第1項の港湾管理者(以下「港湾管理者」という。)の占用許可は、以下の①及び②を満たすため令和2年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」の給付審査において、給付対象となる土地・建物賃貸借契約と類似するものと考えられる。

- ① 港湾区域内水域等の占用の許可を受けた者は、港湾管理者に対し、港湾区域内水域等の使用及び収益の対価として、占用料(金銭)を支払う債務を負っていること。
- ② 港湾区域内水域等の占用の許可を受けた者は、港湾管理者に対し、占用許可の期間満了時に港湾区域内水域等を返還する義務を負っていること。

※1：港湾区域内の水域の占用許可についても、当該水域を特定の者が排他的に利用する権原を付与するものであり、かかる権原により当該水域を事業のために利用することが可能になるため、土地の使用及び収益の形態と類似のものとして扱う。

※2：当該港湾区域内水域等を他人に継続的に使用させることで収益を得る事業を目的とするもの及び特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な港湾区域内水域等の占用を目的とするものを除く。

2) 家賃支援給付金の算定に用いる「賃貸借契約における賃料等相当額」について

家賃支援給付金給付規程(以下「給付金規程」という。)第5条に定める「賃料等」に相当する金額は、法第37条第4項に基づき、条例又は法第12条の2の規程の定めにより徴収される「占用料」の月額相当分の額とし、「占用料」の月額相当分の算定は

給付金規程第5条第1項及び第2項に準じること。

3) 家賃支援給付金の給付申請に必要な添付資料について

法第37条第1項の占用許可を受けて占用料を支払っている者であって、家賃支援給付金の給付申請を行う者は、別紙に記す宣誓書及び以下①～③の書面を添付して申請を行うこと。

- ①当該港湾区域内水域等に係る法第37条第1項に基づく港湾管理者の占用許可を証する書面（当該港湾区域内水域等を管理する港湾管理者の印が付されていること）
- ②法第37条第4項に基づき、条例又は法第12の2の規程の定めにより徴収される「占用料」の月額相当分の額を証する書面
- ③占用料の支払いを証する書面（領収証、通帳の写し等）

以上

別紙

令和 年 月 日

宣 誓 書

当社は、港湾管理者（〇〇都道府県知事、〇〇市町村長、〇〇一部事務組合の長、〇〇港務局委員会委員長）により交付された令和 年 月 日付〇〇〇〇〇について、港湾法第37条第1項に基づく港湾区域内の水域又は公共空地の占用許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて（ガイドライン）に規定されている港湾法第37条第1項に基づく占用の許可を証する書面に該当することを宣誓し、当該書面は「家賃支援給付規程」における土地・建物賃貸借契約に相当するものとして、家賃支援給付金の申請を行います。

法人名
代表者名

ガイドライン制定に当たっての説明資料

港湾法 37 条第 1 項の規定に基づき行う占有許可の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて（ガイドライン）については、令和 2 年度補正予算に基づき措置された「家賃支援給付金」に係る家賃支援給付金給付規程（中小法人等向け）第 11 条第 2 項各号及び家賃支援給付金給付規程（個人事業者向け）第 11 条第 2 項各号のいずれにも該当する。

1. 第一号要件について

自ら土地又は水域（※ 1）を直接占有し、事業のために使用及び収益するものであって、その土地又は水域の使用及び収益を継続的に行うことを目的とした港湾区域内水域等に係る港湾法第 37 条第 1 項の占有許可の申請（※ 2）に対する港湾管理者の占有許可は、以下の①及び②を満たすため、中小企業庁が定める「家賃支援給付金の給付審査において用いるガイドラインの要件」（令和 2 年 7 月 7 日）に適する。

- ① 港湾区域内水域等の占有の許可を受けた者は、港湾管理者に対し、港湾区域内水域等の使用及び収益の対価として、占有料（金銭）を支払う債務を負っていること。
- ② 港湾区域内水域等の占有の許可を受けた者は、港湾管理者に対し、占有許可の期間満了時に港湾区域内水域等を返還する義務を負っていること。

※ 1：港湾区域内の水域の占有許可についても、当該水域を特定の者が排他的に利用する権原を付与するものであり、かかる権原により当該水域を事業のために利用することが可能になるため、土地の使用及び収益の形態と類似のものとして扱う。

※ 2：当該港湾区域内水域等を他人に継続的に使用させることで収益を得る事業を目的とするもの及び特定の日又は時間のみ使用及び収益するなどの一時的な当該港湾区域内水域等の占有を目的とするものを除く。

2. 第二号要件について

本ガイドラインは、国土交通省港湾局が作成している。

3. 第三号要件について

港湾法第 37 条第 1 項の占有許可の申請に対する港湾管理者の占有許可書は、使用及び収益の形態に照らして、賃貸借契約に相当する標準的なものである。

以上